

令和六年第一回大阪広域水道企業団議会
二月定例会会議録

令和六年二月十六日（金曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	淵上 猛志
二	番	青谷 幸浩
三	番	田 和夫
四	番	倉 賢一郎
五	番	多田 隆一
六	番	大塚 英一
七	番	さもと ゆう
八	番	武田 賢一
九	番	朝田 充
十	番	村山 理恵
十一	番	森本 雄一郎
十二	番	道端 俊彦
十三	番	松井 育人
十四	番	大東 真司
十五	番	藤田 貴支
十六	番	奥山 渉
十七	番	通堂 義弘
十八	番	大倉 基文
十九	番	弘 豊
二十	番	寺島 誠
二十一	番	山本 忠司
二十二	番	中原 健氏
二十三	番	河部 優
二十四	番	島 弘一
二十五	番	野口 陽輔
二十六	番	西野 滋胤
二十七	番	

○欠席議員

二十八番	畑 中 讓
二十九番	菅 野 英美子
三十番	松 井 匡 仁
三十一番	河 合 弘 樹
三十二番	原 明 美
三十三番	井 上 浩 一
六 番	小 北 一 美

○説明のため出席した者

企 業 長	永藤 英機
副 企 業 長	松本 竜三
技術長兼事業管理部長	中田 耕介
経 営 管 理 部 長	小島 謙一
経 営 戦 略 担 当 部 長	林 千 絵
経 営 管 理 部 副 理 事	田 村 武 志
経 営 管 理 部 経 営 企 画 課 長	石 橋 剛
経 営 管 理 部 危 機 管 理 課 長	藤 野 純 也
経 営 管 理 部 広 域 連 携 課 長	林 有 子
経 営 管 理 部 広 域 調 整 課 長	濱 田 雄 司
経 営 管 理 部 総 務 課 長	船 井 幹 也
経 営 管 理 部 財 務 課 長	辻 輝 昭
経 営 管 理 部 計 算 兼 経 営 企 画 課 参 事	亀 田 麻 貴
事業管理部技術管理課長	渡 邊 昇
事業管理部副理事兼工務課長	堤 重 徳
代 表 監 査 委 員	小 林 依 子
経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長	鈴 木 久 雄

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	鈴 木 久 雄
-------------	---------

議 会 事 務 局 書 記	竹 内 晴 彦
議 会 事 務 局 書 記	北 川 尊 義
議 会 事 務 局 書 記	瀬 島 一 樹

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告

（当選議員の報告・紹介）
（定期監査、工事監査及び例月現金出納検査の結果の報告並びに住民監査請求の要旨の通知）
（説明員の通知）

- 第四 当選議員の議席の指定
- 第五 企業団運営方針説明

- （永藤企業長説明）
- 第六 第一号議案 大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件
- 第二号議案 大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件

- 第三号議案 令和五年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件
- 第四号議案 令和五年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件

- 第五号議案 令和六年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件
- 第六号議案 令和六年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件

- 第七 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○多田議長 それでは、ただいまより令和六年二月定例会を開会いたします。

○多田議長 本日の出席者は三十二名で、定足数に達しております。

なお、小北一美議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告をいたします。

○多田議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、藤田貴支議員及び奥山涉議員を指名いたします。

○多田議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日といたしたいと考えております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定をいたしました。

○多田議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○多田議長 まず、当選議員報告の件であります。

令和五年十二月五日付で中原健氏議員が当選されましたので、御報告をいたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。中原健氏議員でございます。

○中原議員 東大阪市選出の中原でございます。よろしくお願いいたします。

○多田議長 以上で、御紹介は終わりました。

○多田議長 次に、監査委員からの定期監査、工事監査及び例月現金出納検査の結果の報告並びに住民監査請求の要旨の通知につきましては、配付をいたしておりますので、御了承願いたいと思います。

○多田議長 最後に、説明員の出席の要求に対する理事者からの出席者の通知は、御配付しております。御了承願います。

○多田議長 続きまして、日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、配付の議席一覧表のとおり指定をいたします。

○多田議長 日程第五、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○多田議長 永藤企業長。

（永藤英機企業長登壇）

○永藤企業長 大阪広域水道企業団企業長の永藤です。

本日は、令和六年第一回企業団議会二月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

令和六年度当初予算案をはじめ諸議案の審議をお願いするに当たりまして、当事業団の来年度の運営方針を御説明いたします。

令和六年度当初予算は、給水収益の減少に加えて、動力費が依然として高い水準で推移していること、また資材費や労務費等の物価上昇の影響により、水道用水供給事業、工業用水道事業、複数の市町村域水道事業において赤字予算となり、厳しい経営状況を見込んで

います。これまで以上に、事業運営において、効率的な予算の執行や費用の削減、節減に努めます。

企業団では、昨年五月に長期計画である将来ビジョンを策定し、その実行計画である経営戦略二〇二〇―二〇二九の改定を行いました。

計画に基づく令和六年度の主な施策として、災害に強い水道施設の構築と適正規模への更新に係る取組について、水道用水供給事業において、村野浄水場の西系浄水施設の更新工事や磯島取水場の取水暗渠耐震補強工事に着手します。

市町村域水道事業では、泉南、阪南、田尻、岬の四水道事業における集中監視制御設備の集約など、統合のメリットを生かした取組を着実に実施し、藤井寺水道事業の船橋浄水場更新工事に着手します。

工業用水道事業では、主要幹線における老朽管の更新を行います。

南海トラフ地震等の災害に備え、引き続き基幹管路及び医療機関や避難所等に給水する重要給水施設、管路の耐震化を優先的に進めるなど、水道施設の更新、耐震化を着実に実施します。

次に、府域一水道の推進に向けた取組です。

広域化による水道事業の基盤強化を図るため、令和七年度の六団体との統合に向け、調整、準備を丁寧に進めます。

統合が実現すれば、全国でも有数の給水人口を担う事業体となり、その規模に見合った事業運営が求められます。これまで、水道事業ごとに運用してきた水道料金等徴収業務を統一し、統合水道料金システムの運用を開始することにより、付随する業務の共同発注による効率化を進めるなど、市町村域水道事業のさらなる基盤強化に努めます。

また、令和九年度の統合を目指した水道施設の最適

配置案等の策定についても、引き続き取り組みます。
次に、サービスの向上についてです。

市町村域水道事業において、水道料金のクレジットカード決済の導入や過去の水道使用水量等のデータの見える化など、利用者の利便性向上とニーズへの対応を推進します。

また、DXの実現に向け、総務事務等における作業を自動化するRPAの運用開始や、現場での維持管理業務等の効率化につながる管路情報の屋外閲覧システムの導入に取り組みます。

以上、御説明しました内容を着実に実施し、厳しい経営環境においても、健全経営の見通しを立てながら、持続的な事業運営の確保と利用者の信頼が得られるサービスの提供に努めます。

議員の皆様には、引き続きの御理解と御協力をいただきますと幸いです。

あわせて、本日の定例会には、条例案二件、補正予算案二件、当初予算案二件の議案を提出しています。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○多田議長 以上で、企業長の説明は終わりました。

○多田議長 続きまして、日程第六、議案第一号から第六号まで、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件外五件を一括議題といたします。

議案は、配付をいたしておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

議案の説明は、配付の説明書をもってこれに代えることとし、会議規則第三十七条第二項の規定により、提出者の説明を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○多田議長 御異議なしと認め、そのように決定をいた

します。

○多田議長 この際、日程第六、議案第一号から第六号まで、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件外五件及び日程第七、一般質問を一括議題といたします。

これより、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。
通告がありますので、順次指名をいたします。

○多田議長 まず一番目に、一問一答方式により、島弘一議員を指名いたします。

（島弘一議員登壇）

○島議員 こんにちは。私は、四條畷選出の島弘一です。よろしく願います。

まず、議員の一般質問について、職員の離職についてお伺いいたします。

本企业団での各部門それぞれの職員の配置人員数、離職率、労安の稼働状況、生きがいのある職場であるかということについてお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

○多田議長 これより答弁を求めます。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 島議員の御質問にお答えします。

職員の配置の状況についてでございますが、令和五年四月一日現在、再任用職員を除く企業団の職員数は、合計五百五十一名でございます。部門別では、本部百十六名、浄水場など水道用水供給事業や工業用水道事業に係る出先機関が三百二十三名、市町村域水道事業を担う水道センターが百十二名となっております。

○多田議長 島議員。

（島弘一議員登壇）

○島議員 それでは、質問させていただきます。

まず、五百五十名を超える職員数が在籍しているということとあります。令和七年度の統合が実現すれば、この数はさらに増加するというふうに思っています。水道事業全体としては、かなり大規模であると思っています。

それだけの職員が在籍していると、定年を待たず離職される職員も一定数いらっしゃるのではないかと考えております。

今後、生産年齢人口や労働力人口が減少していく中で、水道事業を持続的に運営していくためには、人材の確保に加え、いかに離職率を減少させていくかというところも非常に重要な要素であると考えております。

そこで、企業団職員の退職者数と離職率、退職者の在職年数、また離職率が全国と比較してどのような状況なのか、お聞かせ願います。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 令和四年度で申し上げますと、企業団の定年退職者を除く退職者数は十名、離職率は一・八七％でございます。在職年数の内訳としては、採用後五年未満が三名、五年以上十年未満が五名、十年以上が二名でございます。

なお、今年度につきましては、令和五年十二月末現在で、退職者数八名、離職率は一・六七％となっております。

また、離職率が全国と比較してどうかという点についてでございますが、総務省の地方公務員の退職状況等調査によりますと、地方公務員全体では二・六五％、令和三年度の数値でございますが、人事院の年次報告書によりますと、国家公務員では三・四三％となっております。と、その平均を下回っております。

○多田議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 全国の地方公務員平均などと比較して、必ずしも高水準ではないということは分かりましたが、この水準で満足してはいけないというふうに思っております。

私は、この問題の解決には、働きがいのある組織をつくるということが重要であると考えています。私は、現職時代、自ら職場環境の改善に努めてきた経験から、働きがいがないと仕事は楽しくないということはよく理解しているつもりです。

先ほどの答弁で、昨年度の離職率が一・八七のとこととでありましたが、この水準が高いか低いかというのは別として、働きがいのある組織をつくっていくために、まず企業団で働くことについて、職員の考えを詳細に把握した上で取組を進めていくべきだと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 議員指摘のとおり、職員の離職を抑制する観点からも、職員の働きがいを向上させることは重要な要素であると考えております。

今年度策定した将来ビジョンにおきましても、職員の働きがいの向上を重要な取組の一つとして位置づけているところでございます。

この一環としまして、職員の満足度や問題意識の把握を行い、全職員が働きがいを持って業務に取り組めるような施策、対策等を講じていくため、再任用職員や会計年度任用職員を含む全職員を対象とする職員満足度調査を令和四年度に実施いたしました。

この結果、仕事にやりがいを持って働いている職員の割合は七一％でございました。企業団といたしましては、この割合をさらに高めていくため、先ほど申し

上げました将来ビジョンにおいて、二〇五二年度には八〇％を達成するという目標を設定したところでございます。

一方で、職員満足度調査の結果から、職員の満足度を高めるためには、仕事上のストレスなど心理的な負担の軽減をはじめ、無駄な仕事や手続の見直しなど業務の効率化、職員のスキルアップなど人材マネジメントが必要であることが明らかになりました。

この調査結果を踏まえまして、今後も持続可能な事業運営体制を確保していきますよう、職員の満足度を高める取組を進めてまいります。

○多田議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 職員の満足度を向上させるためには、職員の心理的な負担の軽減が必要との答弁がありましたが、離職や休職者が後を絶たなければ、企業団の事業運営に大きな影響を及ぼします。

そこで、何点かお伺いいたします。

まず、企業団の職場体質は失敗を許さない組織ではないのかということであります。昔、JRであったような日勤教育ではありませんが、ミスを強く指摘していくといったいじめ体質のようなことにはなっていないのか、答弁を求めます。

次に、私は、職員の心理的な負担の軽減について各所属で検討するに当たり、安全衛生委員会の活用も必要であると考えています。現在、安全衛生委員会はどうのような活動を行っているのか、お伺いいたします。

また、メンタルヘルスの不調によって休暇等を余儀なくされている職員をなくすための対策として、どのような取組を行っているのか、以上三点について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 企業団の職場体質について

でございますが、先ほど答弁いたしました職員満足度調査の結果において、一例を申し上げますと、「職場の雰囲気・人間関係はよいか」との設問に對しまして、「そう思う」「まあそう思う」と回答した職員の割合は、合わせて約七五％でございました。

同様に、「業務を進める上で問題が発生した際、上司や周囲の人の適切なサポートがあるか」との設問に對しましては約七六％の職員が、また「安心して相談できる風土があるか」という設問に對しましては約六三％の職員が、それぞれ「そう思う」または「まあそう思う」との回答をしております。

その一方で、「仕事上で過度のストレスを感じることはないか」との設問に對しましては、「そう思わない」「あまりそう思わない」と回答した職員は合わせて約五七％、「職員が自由にアイデアや意見を言える組織風土があるか」との設問に對しましては、約四三％の職員が「そう思わない」または「あまりそう思わない」と回答しておりますので、これらの点につきましては、今後、改善していかなければならないということが明らかになりました。

企業団といたしましては、今回の調査結果も踏まえまして、職員が気軽に相談できる外部の専門家である産業カウンセラーを活用いたしますほか、職員提案制度の検討などを行うこととしており、今後とも全職員の意見に耳を傾けながら、働きがいのある組織づくりに向けて様々な取組を進めてまいります。

次に、安全衛生委員会についてでございますが、安全衛生委員会は、本部及び職員数五十名以上の出先機関などに設置しております。毎月、各所属が実施している安全衛生対策の共有や安全や衛生教育に関する研修、職場巡視などの活動を行っています。

最後に、メンタルヘルス不調により休業等を余儀なくされる職員をなくすための取組としましては、全職員を対象としたメンタルヘルス対策研修をはじめ、労働安全衛生法に基づくストレスチェック、産業医による健康相談を実施しており、併せて共済組合の相談窓口の情報提供なども行っております。

○多田議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 先ほども申し上げましたが、離職や休職者が後を絶たなければ、企業団の事業運営に大きな影響を及ぼします。

先ほど、全職員の意見に耳を傾けると答弁いただきました。離職者の中には、少なからず企業団の体質、環境に不満を持っていた方がいらっしやると思います。メンタルヘルス不調者への対応も含め、ぜひそういった方々の生の意見を、声をお聞きになるなどして、企業団全体として、働きがいのある組織づくりに向けて尽力されるよう強く要望しておきます。

次に、職員満足度調査の結果で、満足度を上げていくためには人材マネジメントに係る取組も必要との答弁がありました。これも重要な要素であります。職員一人一人の資質向上は、ひいては組織力の向上につながり、職員の働きがい向上に直結するものだと思います。

また、私は、これらの取組の推進に当たっては、個々に対策を講ずるのではなく、企業団全体として体系的に、かつ全職員が共有できるよう努めるべきであると考えておりますが、いかがか、御答弁お願いいたします。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 議員御指摘の人材マネジメントへの対応といたしまして、職員それぞれが将来ど

のような職員を目指すのか、自らがキャリアデザインを行うための道しるべとなり得る人材育成方針の策定に向けて、現在、検討を進めているところでございます。

○多田議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 人材育成方針の策定に向け検討されていることですが、私が指摘した内容も踏まえて、引き続きしっかりと検討いただきたいというように考えております。

職員の生の声を聞くという意味では、コロナ禍において、当時の職員、特に若手職員がどのような気持ちであったかということを開いてみたいと思います。

私は、今後、新型コロナウイルス感染症のようなやり病は必ず発生すると思っています。そういったことが起こったときに、どのように対応するのか、職員の生の声を聞き、事前対策を講じておくべきと考えておりますが、いかがでしょうか、答弁お願いいたします。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施に伴いまして、職員からは、職場内のコミュニケーションが希薄化している、新入職員の職場内での人間関係構築や抱える悩みを解決する機会が減少しているなどといった声を聞いております。

こういった声なども踏まえまして、企業団では、今年度から、新入職員の職場での人間関係構築や個人が抱える悩みを気軽に相談できるメンター制度を導入いたしました。

この制度は、直接の業務関係がない先輩職員が新入職員に対して、新入職員が抱える仕事の進め方への疑問や人間関係の築き方など、職場への円滑な適応や仕

事と生活の両立等に向けて行うものでございまして、多くの民間企業や公的機関でも採用されております。

企業団としましては、所属におけるサポートに加えて、ただいま御説明いたしましたメンター制度も活用するなどして、今後の組織を支える若手層の職場や人間関係に対する悩みや戸惑い、あるいは新型コロナウイルス感染症の感染拡大といったような、これまでに私たちが経験したことのないような事象が発生した場合の職員の不安などについて、細やかに対応してまいります。

○多田議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 次に、私が以前から申し上げております水道事業を専門に取り扱う部署の設置について質問いたします。

これまで答弁いただいたきた、いわゆるソフト面での対策に加え、水道事業を専門に取り扱う部署の設置も、働きがいのある職場、組織づくりに重要な要素であります。

現在の企業団を見ると、やはり水道用水供給事業主体の事業運営がされているように感じます。実際、職場からそういった声も聞いております。

令和五年二月定例会において、主従関係ではない対等な立場で対応できるセンター本部機能を求めると質問したところ、市町村域水道事業を専門に担当する部門の設置などの検討を進めているとの答弁がありました。その後、検討状況はいかがなのか、お伺いいたします。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 企業団では、十三市町村の水道事業を運営することを契機に、市町村域水道事業固有の課題に対する組織といたしまして、令和三年度、

経営管理部に広域調整課を設置し、市町村域水道事業に係る業務やサービスの標準化、水道センターの統合に向けた検討などに対応してきたところでございますが、今後、令和七年度に六団体の統合を予定しているなど、事業規模の拡大に伴い、その機能を充実させる必要があると認識しております。

そのため、令和七年度、またその先も見据えまして、市町村域水道事業を専門に担当する部門の設置も含めた組織体制の在り方について、昨年度から引き続き検討を進めております。

○多田議長 島議員。

（島弘一議員登壇）

○島議員 令和七年度統合も見据え、引き続き検討中との答弁でしたが、いつまでも検討しているだけでは何も進まないのであります。スケジュール感を持って、しっかりと対応されるよう強く要望しておきます。

最後に、企業団の人事異動のルールです。考え方について伺います。

とりわけ、市町村域水道事業については、水道事業の全貌を理解し、知見を深める必要があります。在籍期間は、最低でも五年以上必要であると感じています。そこで働く職員も、業務に慣れたところと異動させられてしまうというようでは、かえって不安に感じられるのではないかと思います。

市町村域水道事業の持続的運営という観点に加え、職員の働きがいという観点からも人事異動期間を長期化させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 企業団の人事異動のルール、考え方につきましては、幅広い視野と専門領域を併せ持ったプロフェッショナルの育成、また限られた人員

で効果的に業務を遂行するため、組織パフォーマンスを最大限発揮できる適材適所の人員配置を行うという基本的な考え方に基つき、課長級は二年から三年、主査級は三年、主事・技師級は四年を原則に、様々な分野に異動するよう努めています。

しかし、市町村域水道事業につきましては、企業団との統合後も引き続き住民サービスを維持していくため、身分移管職員の豊富な知識、経験が必要であると考えておりますことから、市町村域水道事業を担う水道センターにつきましては、身分移管した職員や統合元の団体からの派遣職員を中心に配置しているところでございます。

御質問のございました人事異動期間につきましては、それぞれの水道事業が円滑に事業を運営することができよう、引き続き企業団の人事異動ルールを基本としながらも、状況に応じ、柔軟に対応してまいりたいと存じます。

○多田議長 島議員。

（島弘一議員登壇）

○島議員 これまで、職員の離職という観点から多方面にわたって質問させていただきましたが、冒頭申し上げたとおり、離職者数を抑制していくためには、働きがいのある組織をつくることが何より重要であると考えています。

企業団としても、私と同様の認識の下、種々取組を推進しておられるということが確認できましたので、引き続きしっかりと対応いただきたいことを申し上げて、私からの質問を終わります。ありがとうございます。

○多田議長 島弘一議員の質問が終わりました。

○多田議長 次に、一括質問一括答弁方式により、大倉基文議員を指名いたします。

○多田議長 大倉議員。

（大倉基文議員登壇）

○大倉議員 十九番、門真選出、大倉基文でございます。通告に従いまして、一括方式で質問をさせていただきます。

企業団議会の定数問題については、これまで議員定数等調査委員会でも熱心な議論が行われ、大多数の議会において一団体一議席以上に賛成する結果となっていることを踏まえ、議長から企業長並びに構成団体各市町村長に対し、議会側の大多数の意思を踏まえ、議員定数の在り方について改めて検討を開始するよう求める「企業団議会における議員定数のあり方に係る検討結果について」と題する文書が令和五年三月二十日付で発出されました。

以降、一年が経過しようとしています。二月六日の議員全員協議会で、議長からは、現在、首長側で調整していると聞きました。一般質問の機会にこの間の経緯について質問をしたいと思っております。

まず、現在の企業団議会の議員定数の議席配分について、首長会議において、過去どのような検討があった現在の定数及び配分になっているのか、改めて確認をいたします。

次に、理事者におかれましては、議会の協議再開の要請を受け、構成団体の首長に対して、この件の対応について意向確認を行ったと聞いていますけれども、どんな内容で行ったのか、お教えください。

また、この依頼を行ってから現在まで四か月ほど経過しており、首長から意向確認の回答もあったかと思えます。その回答を受けて、現時点で議会への経過報告はありません。今後、議会への報告を含め、どのように対応しようとしているのか、お教えください。

○多田議長 これより答弁を求めます。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 大倉議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の議員定数及び議席配分に係る考え方についてでございますが、平成二十九年四月の三団体統合に向けた協議の中で、首長会議において、統合による定数増は時代にそぐわない、抜本的な定数の在り方の検討を指摘がございましたので、平成三十一年四月の七団体統合に当たりまして、首長の共通認識として検討し、まとめられたものでございます。

その内容でございますが、水道用水・工業用水の受水量に応じて配分していた議席を、地域バランスを考慮しながら人口比率に応じて配分するという考え方に改め、定数三十三議席のうち二十九議席を、この考え方に基づき、政令市、北大阪、東部大阪、河南、阪南、町村の六ブロック内で輪番により配分します。

これに加え、残りの四議席を統合団体に優先して配分する枠としまして、議席が配分されなかった統合団体に配分します。その際には、議席が配分されなかった団体のうち、統合した市町村域水道事業において、料金改定等の重要議案が企業団議会に提案される団体にまず議席を配分いたしまして、残りの議席を議席が配分されなかった統合団体に輪番で配分するという運用としております。

また、この取決めの際に、議員定数及び議席配分については、多くの統合団体において料金改定等の時期が重なる場合や、統合団体の大幅な増加、また大阪市の参画など、大きく三つの条件において何か変更があった場合に協議を再開して検討することも首長間で併せて整理されています。

次に、各首長に対して行いました意向確認の内容につきましては、共通認識を取りまとめてから五年近く

経過しており、当時の議論に直接関わっておられない首長もおられることから、議員定数に関する首長側での協議の経過、これまでの確認事項、過去の企業団議会からの御要請といったことをお示しいたしました。あわせて、先ほどの協議再開の三つの条件、これに対する現在の状況について整理いたしました。その上で、それに対する首長の御意向を確認することが意向確認の内容となります。

三点目の今後の対応についてでございますが、現在、各首長の御意向を踏まえ、企業団としてどのように対応すべきか、また議会にどのようにお返しするかについて調整を図っているところでございます。

今後、首長側の方針が固まりましたら、速やかに対応しますので、よろしくお願いいたします。

○多田議長 大倉議員。

（大倉基文議員登壇）

○大倉議員 御答弁ありがとうございます。

いろんな諸事情もあるかと思いますが、実際に先ほどお話しされたように、首長さんも変わってきておられるということも分かります。

しかし、今回の能登半島の地震においても、水の大切さ、これについては、本当に皆さん、実感されているのではないかと思います。

ぜひとも、一団体一議席以上、こちらのほうの実現に向けて努力いただけますように要望しまして、質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○多田議長 大倉基文議員の質問が終わりました。

○多田議長 続きまして、一括質問一括答弁方式により、朝田充議員を指名いたします。

○多田議長 朝田議員。

（朝田充議員登壇）

○朝田議員 第二号議案、第三号議案、第五号議案につ

いて質問いたします。

まず、大きな一点目として、第二号議案、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件についてお尋ねいたします。

中身に入っていく前に、この第二号議案というのは、この間、進められてきた水道事業の統合というところから提案されているものだと思います。

しかし、私の地元の茨木市では、今のところ、そういうことに乗っかっていく考えはないということでも、市議会なんかでも議論されるという状況でもなく、私も率直に言って、当該問題について注視してきたということはありませんでした。

そこで、当該問題についての考え方や取組、そして本議案提案に至る経過について、改めて説明の答弁を求めます。

次に、中身に入っていきます。

特に問題に感じているのは、給水装置工事に係る手数料の改正なのですが、議案書には、給水装置工事とは、「給水装置の新設、増設、改造、修繕又は撤去の工事をいう。」となっております。

そこで、まず第一に、その実績について、直近の数字として、二〇二二年度（令和四年度）の給水装置工事の件数と徴収額について、全体とその内訳、すなわち新設、増設、改造、修繕、撤去に分けての答弁を求めます。

また、実績的には当該手数料というのは年度ごとでそんなに変動はないと思うので、二〇二〇年度のみの答弁を求めましたが、その理解でよいのかどうかの答弁を求めます。

第二に、本議案における当該手数料の改正、すなわち設計審査手数料と工事検査手数料への統一によって、以前より増額となってしまうところは十三事業中何件

あるのか、またその値上げ額について、平均額と率について、さらには一番大きな値上げとなるのはどこなのか、その額と率についての答弁を求めます。

第三に、逆に値下げとなるのは何件あるのか、その値下げ額と率についても同様の答弁を求めます。

第四に、今回の手数料の統一によって、工事立会手数料、制水弁操作手数料、設計手数料など特別な手数料は廃止することになっているんですが、こうした特別の手数料というのは、例えば設計審査手数料と設計手数料とはどう違うんだろうかなどの疑問が湧くので、それぞれの内容について説明の答弁を求めます。

次に、大きな二点目として、第三号議案、令和五年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件についてお尋ねいたします。

本件は、二〇二三年度（令和五年度）の最終補正ということになるわけですが、二〇二三年度（令和五年度）においては、水道用水供給事業の当初予算で物価高騰の影響による赤字予算を組んでいたと思うのですが、改めてその内容の答弁を求めるとともに、本補正予算においては、当初の見込みと比較してどうなのか、収支面における最終的な見込みについての答弁を求めます。

次に、大きな三点目として、第五号議案、令和六年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件についてお尋ねいたします。

まず第一に、さきにお聞きした給水装置工事に係る手数料の改正についてですが、改正時期は今年の十月からということなので、本予算においては十月から反映されるということになります。

そこで、本予算における当該手数料の統一による影響額は幾らと計上されているのか、またその影響額は

通年ベースでは幾ら見込んでいるのか、さらには緩和措置として増額分を三回に分けて回収することになっているので、最終的な影響額は幾らと見込んでいるのかについて答弁を求めます。

第二に、質問項目が前後して申し訳ありませんけれども、議案の提案手法についてお聞きします。

本予算について賛同できないと思う部分は、当該手数料の値上げが盛り込まれている水道事業統合の部分の予算、すなわち市町村域水道事業予算の部分です。しかし、議案としては一つの議案として提案されています。

そこで、水道用水供給事業予算と市町村域水道事業予算とを別々の議案として提案するというのは、法的、技術的には可能なかについて答弁を求めます。

第三に、二〇二四年度（令和六年度）、本予算における収支の見込みについてです。

新年度予算においては、物価高騰の影響や給水収益の減少傾向などをどう予測し、各事業あるいは全体での事業収支についてどう見込んでいるのかについての答弁を求めます。

また、十一月定例会においては、水道用水供給事業の今後の利益積立金の積立見込みにつきましては、必要額と積立額との差額十八億円を来年度に全額積立可能と見込んでいますと答弁されていますが、その見込みについても変化はないか、現時点における利益積立金の見込みについての答弁を求めます。

一問目、以上です。

○多田議長 これより答弁を求めます。

○多田議長 濱田広域調整課長。

○濱田経営管理部広域調整課長 私から、手数料の改正と予算への影響額に関する御質問についてお答えいたします。

まず、給水装置工事に係る手数料の改正に当たり、考え方や取組、本議案の提案に至る経過につきましてお答えいたします。

当企業団では、統合により各市町村水道事業を承継するに当たり、安定的かつ継続した水道事業の運営と住民サービスの維持するため、統合前の運用をそのまま引き継ぎ、事業を運営しているところでございます。そのため、給水装置工事につきましても、各水道事業において、それぞれが統合前の給水装置工事施行基準に基づきまして実施しているところでございます。

そこで、全ての水道事業において給水装置工事が同一の水準で実施されるよう、令和六年十月から給水装置工事施行基準を統一いたします。

これに伴いまして、十三水道事業の全てにおいて徴収している給水装置工事に係る設計審査手数料と工事検査手数料を統一することとします。

また、水道事業がこれまで独自に徴収してきました工事立会手数料や制水弁操作手数料などにつきましては、今回の施行基準の統一に伴いまして廃止いたします。

次に、令和四年度の給水装置工事の件数と徴収額についてお答えいたします。

給水装置工事件数につきましては二千四百四十九件、徴収額は約九百六十万円であり、内訳は、新設が一千三百六十八件、約五百六十万円、増設が五十七件、約四十二万円、改造が一千二十二件、約三百五十万円、撤去が二件、六千円となります。

なお、申請件数及び徴収額の変動につきましては、年度ごとに大きな差はございません。

次に、手数料の統一により、以前より増額となる水道事業数、減額となる水道事業数、増減額等について、給水装置工事申込みの大部分を占める合計二十五ミリ

以下の設計審査手数料と工事検査手数料の合計でお答えいたします。

各水道事業における現在の手数料合計は、一千元から一万五千元と大きく異なっております。過去から手数料の改定を行わず、手数料が非常に安価な設定金額のまま現状に至っている水道事業もございますので、今回の手数料改定により大幅に増加するケースもございますが、改定後の手数料につきましては、構成団体の手数料の平均額とほぼ同額となっております。

増額となりますのは、十三水道事業のうち十一水道事業で、増加額の平均は約三千元、約六二％の増加となります。そのうち、一番大きな値上げとなるのは田尻水道事業と千早赤阪水道事業でございますが、六千八百円の増加で七・八倍となります。

減額となりますのは、十三水道事業のうち二水道事業で、減額の平均は約二千元、約二二％の減額となります。

次に、今回の手数料の統一により、廃止する特別な手数料についてお答えいたします。

工事立会手数料、せん孔立会手数料とは、配水管から給水管の分岐工事を行う際に、企業団職員の現場立会いに係る手数料でございます。

また、制水弁操作手数料とは、企業団職員による配水管の制水弁操作に係る手数料、設計手数料とは、企業団職員が指定給水装置工事事業者の代わりに給水装置工事の設計を行う際の手数料、申込手数料とは、給水装置工事の申込み時の事務手数料、給水再開、中止、給水装置廃止手数料とは、水道の開閉栓に伴う現場作業及び廃止に係る事務手数料でございます。

次に、手数料の統一による予算額への影響についてお答えいたします。

手数料の統一による令和六年度の収入額への影響は、

十三水道事業合計で約六十六万円の増加、通年ベースで約百三十三万円の増加を見込んでおります。

また、手数料が増額となる場合は、緩和措置といったしまして三回に分けて改定いたしますので、最終的な影響額は、十三水道事業で合計年間約六百九十万円の増加を見込んでいます。

○多田議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 私のほうから、令和五年度補正予算及び令和六年度当初予算に関する御質問にお答えします。

まず、令和五年度の収支の見込みについてお答えします。

令和五年度当初予算においては、物価高騰の影響などにより、水道用水供給事業で企業団設立以来初めてとなる赤字予算を編成しました。

赤字予算となった一番の要因は、燃料費価格の高騰に伴う動力費の増加であり、令和四年度当初予算と比較して約三十二億円の増加を見込んでいました。

二番目の要因としては、水需要の減少に伴う給水収益の減少であり、令和四年度当初予算と比較して約八億円の減少を見込んでいました。

これらの結果、令和五年度当初予算における収支は、約三十八億円の赤字となったものです。

次に、令和五年度補正予算について、支出においては、令和五年度に入り、燃料費価格が下落したことなどに伴い、動力費を約二十五億円減額したほか、委託料や薬品費における入札差金約九億円の減額補正などを行いました。

一方、収入においては、令和五年度の給水実績が減少していることを踏まえ、給水収益で約四億円の減額補正を行っています。

これらの結果、予算上の収支については、当初予算

の約三十八億円の赤字から約三十三億円改善し、約五億円の赤字と見込んでいます。

なお、決算では、例年、不用額が生じるため、予算上の収支見込みからは、さらに改善すると考えております。

次に、水道用水供給事業及び市町村域水道事業の予算の議案を別議案にできないのかという点についてお答えします。

水道用水供給事業及び市町村域水道事業は、いずれも地方公営企業法第二条に規定する水道事業に含まれます。同法第十七条で、地方公営企業は、第二条に規定する事業ごとに特別会計を設けることとされていることから、水道事業会計を一つの特別会計とする必要があります。

なお、地方公営企業法の所管官庁である総務省から、「水道用水供給事業と市町村域水道事業は一つの会計であり、これらはセグメントとして区分すること、その際、セグメント区分の方法や開示内容については、各団体が実情に応じて判断すること」との助言を受け、企業団では、一つの水道事業会計の中に二つの章を設け、予算を取りまとめ、同法第二十四条の規定に基づく議案として提出しています。

次に、令和六年度当初予算において、物価高騰の影響や各事業における給水収益の減少をどのように見込んでいるかという点についてお答えします。

昨年度、影響が最も大きかった水道用水供給事業における動力費は、燃料費価格が依然として高い水準にはあるものの、令和四年度に比べると下落傾向にあるため、令和五年十一月の実績を据え置いて見込んでいます。

また、給水収益については、事業によって減少割合が異なりますが、令和四年度と五年度のこれまでの実

績から、一％から二％程度の減少を見込んでいます。

これらの結果、水道用水供給事業は、令和五年度に引き続き赤字予算、市町村域水道事業は十三事業中十事業で赤字予算を編成しています。

次に、利益積立金の積立ての見込みについてお答えいたします。

令和四年度決算時点での水道用水供給事業の必要額と積立額との差額約十八億円については、決算での収支改善や減債積立金などの取崩しによる未処分利益剰余金の計上により、令和五年度決算の剰余金処分において全額積立可能と見込んでいます。

以上でございます。

○多田議長 朝田議員。

(朝田充議員登壇)

○朝田議員 二問目いきます。

第二号議案のところで、統合の考え方や取組、本提案に至る経過をお聞きました。当企業団では、統合する際、統合前の各市町村水道事業の運用をそのまま引き継ぎ、事業を運営していると答弁されました。

しかし、実際はそうではないと思います。当該問題における各市町村議会での統合時の議論を拝読させていただきましたが、幾つかのところで問題になっているのは、独自に行っていた水道料金の福祉減免が引き継がれない、なくなるという問題でした。

こうした減免制度は、なぜ引き継げなかったのか、改めて答弁を求めるとともに、当時、幾つの水道事業で福祉減免が実施されていたのか、それが全てなくなったのか、何らかの形で継続しているところはあるのか、あるなら、その内容についての答弁を求めます。

次に、これまでの手数料徴収の実績と今回の手数料統一の影響についてお聞きしましたが、実績については年度ごとの変動はほとんどないということなので、

御答弁された年間二千四百四十九件、約九百六十万円というのが現状であるということが確認できたと思います。

また、手数料が非常に安価な設定金額のまま現状に至っている水道事業もあると答弁されました。それが何か悪いことのような印象を受ける答弁でしたけれども、私はそうではないと考えます。

安易にこの料金を値上げしていくということはないであろう、安易に手をつけるということはない、こういうことも各自自治体の判断だと思えますし、それが地方自治というものだと思います。そういうものがどんどん否定されていくというのは、ゆゆしき事態だと私は考えますが、見解を求めておきたいと思えます。

影響については、値上げとなるのが十三水道事業のうち十一水道事業で、平均で約三千円、約六二％の値上げ率、一番大きな値上げとなるところで六千八百円、実にこの七・八倍にもなるということであります。

こういうことから、統合の際、各自自治体の水道事業の運営をそのまま引き継いでいるということは、この地方自治の尊重という観点から見れば、悪いことではない、むしろ当然のことでありますので、そこを無理やりフラット化する必要はないと考えます。今回の手数料統一の提案は、撤回、中止すべきです。答弁を求めます。

百歩譲っても、物価高騰がこの大阪経済、府民生活に襲いかかっている今の時期に提案するということは全くの間違いで、延期すべきだということを強く主張するものですが、併せて答弁を求めます。

次に、第三号議案、第五号議案について、引き続き二問目、質問いたします。

補正予算、新年度予算に関わる答弁は、丁寧でよく分かる答弁でした。

そこでまず、第三号議案、補正予算についてですが、水道用水供給事業で企業団設立以来初めての赤字予算、その一番の要因は燃料費価格の高騰に伴う動力費の約三十二億円もの増加だったわけですが、結局は約二十五億円もの減額修正、すなわち約七億円ほどの増加で済んだということだと理解しました。

こういう、この経済的予測の大変さ、困難さというものとは重々理解しながらも、しかし二十五億円もの誤差というのは大きいわけです。今年度は、そういうことで、いやが応でも、初めての赤字予算だ、大変だということが過度に前面に出てしまう結果となった感があると考えますが、今後、より正確な予測の下での予算編成を望むものですが、見解を求めておきたいと思えます。

次に、給水収益の減少傾向についてです。

今年度は、当初予算においては、前年度当初予算比で約八億円の減少を見込んでいたという答弁でしたが、本補正予算では約四億円の減額補正を行っているという答弁もありました。ということは、今年度は、前年度当初予算比で約十二億円の給水収益の減少ということだと理解しましたが、この理解でよいのかどうか、答弁を求めます。

また、今年度の給水収益減少の最終見込みは、実績との比較、実績との対比、すなわち前年度決算対比ではどういうことになるのでしょうか、答弁を求めます。いずれにせよ、今年度の給水収益減少の要因については、どのように分析しているのでしょうか、答弁を求めます。

次に、最終的な収支についてです。

現時点においては、当初予算からかなり改善されて、約五億円の赤字となる見込みと答弁されました。また今後、不用額が生じるため、この五億円の赤字もさら

に改善されるとも答弁されました。

そこで、例年の不用額の実績値も踏まえれば、この五億円も取り戻せるのではないかと思います。どうか、答弁を求めます。

次に、第五号議案、新年度予算についてですが、いろいろお聞きしましたが、問題意識としては、水道用水供給事業における料金値上げを極力回避することです。この点では、お互い同じ認識に立っていると思っているわけですが、見解を求めておきたいと思っています。

次に、新年度水道用水供給事業予算は、今年度に引き続き赤字予算と答弁されました。本年度予算は、それは幾らの赤字になると見込んでいるのか、答弁を求めます。

水道用水供給事業予算と市町村域水道事業予算を別々に議案提案できるかという問題は、御答弁から、法的、技術的にはできないと理解しましたので、これで置いておきます。

次に、追加で気になっている点についてお尋ねしたいと思います。

千早赤阪村水道事業において、物価高騰対策として水道料金の軽減が実施されるとお聞きしたわけですが、その内容と、現時点において、あるいは新年度において、他の市町村域水道事業においても実施される、あるいは実施を検討されるところがあるのかについて答弁を求めます。

以上です。

○多田議長 濱田広域調整課長。

○濱田経営管理部広域調整課長 まず、私から、福祉減免、手数料及び水道料金軽減措置に関する御質問についてお答えいたします。

福祉減免につきましては、本来、市町村部局が福祉

施策としまして行うべきものであることから、公営企業である企業団では引き継がないということについて、統合元市町村とも合意の上、決定しているものであります。

これまでの統合団体では、十三団体のうち、泉南市、大阪狭山市、豊能町、忠岡町及び河南町の五団体において、統合前に水道料金において福祉減免を行っていました。が、泉南市、豊能町、忠岡町、河南町は廃止、大阪狭山市は統合から三年後の今年度末に廃止することとなっております。

統合の際、福祉減免の取扱いにつきましては、各団体において廃止または代替施策による対応などの御判断をいただいているところでございます。

なお、統合元団体が一定期間制度の存続を希望された場合には、企業団において、一般会計からの繰入れ等による経過措置を行うこととしております。

次に、手数料の統一についてお答えいたします。

企業団では、現在、統合前の運用をそのまま引き継いでいるため、各水道事業の業務に係る手続などが異なっている状況でございます。

統合した市町村全ての住民に同一のサービスを提供するため、給水装置工事施行基準などの各業務の統一に取り組んでいるところでございます。今回、施行基準の統一により、各水道事業において、同じ設計審査、工事検査を実施することから、手数料も統一いたします。

今後、各業務の運用方法や基準の統一を進め、より効率的で効果的な業務を実施し、市町村域水道事業の基盤強化を図ることで水道事業の健全経営を維持し、将来の水道料金の上昇の抑制に努めますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、市町村域水道事業における物価高騰対策とし

ての水道料金の軽減についてお答えいたします。

昨年十二月二十六日に、各議員の皆様にもメールで情報提供させていただきましたが、国が制度化している物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしました物価高騰対策といたしまして、千早赤阪村から、全額負担により水道料金の基本料金を二か月間免除したいとの意向が示され、千早赤阪水道事業において、令和六年二月分及び三月分の水道料金の基本料金を全額免除することといたしました。

他の市町村水道事業における水道料金の軽減についてでございますが、現時点もしくは新年度において実施を決定しているものではありません。

○多田議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 私のほうから、予算編成に関する御質問についてお答えします。

動力費の見込みについては、石油、石炭などの燃料費価格や為替の変動による影響を大きく受けるものですが、予算編成に当たっては、可能な限りエネルギー価格、物価の高騰や原材料価格の上昇など、社会経済情勢について情報収集を行い、予算に反映させることが重要だと考えています。

引き続き、こうした考え方にに基づき、予算の編成を行います。

次に、水道用水供給事業の給水収益に関する御質問についてお答えします。

議員御確認のとおり、令和五年度の補正後の予算における給水収益は、令和四年度当初予算と比較し約十二億円減の約三百九十二億円と見込んでいます。前年度との比較では、令和四年度決算における給水収益は約三百九十八億円でしたので、約六億円の減少となります。

給水収益減少の要因としては、人口減少に伴い、生

活用水の使用量が減少していることを考えています。

次に、令和五年度水道用水供給事業について、例年の不用額の実績も踏まえた収支見込みについてお答えします。

令和五年度補正予算上の収支については、約五億円の赤字と見込んでいますが、仮に過去二か年の不用額と同程度の不用が生じた場合には、決算では五億円以上の改善が見込まれます。

次に、水道用水供給事業の令和六年度当初予算における赤字の見込額についてお答えします。

約二十四億円の赤字予算を編成しています。

○多田議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 私からは、水道用水供給事業の料金改定に関する認識についてお答えいたします。

昨年五月に公表した経営戦略二〇二〇―二〇二九では、水道用水供給事業の料金は、計画期間である令和十一年度まで現行料金の維持に努めることとしています。

引き続き、経営改善の取組を着実に実施していきませんが、それでも収支の悪化や財源の不足が生じる場合には、利益積立金の活用や適正な料金水準、料金値上げの検討により対応いたします。

以上でございます。

○多田議長 朝田議員。

(朝田充議員登壇)

○朝田議員 三問目です。

福祉減免についてですが、各自治体も必要性があるからこそ実施されてきたわけでありです。そういうのが、なくなっていくことであります。住民からすれば、知らん間にそういうことが決まっていたということ、それを知った住民から議会への陳

情というのも、この間、起こっていると聞いています。

今回の手数料の統一ですけれども、確かに影響でいうたら、そら予算規模的にも僅かな額かもしれませんが、これから、これぐらいだったら大した影響はないと考えているのかもしれないけれども、しかし、今、全行政分野で一斉にそういうサービスの切捨てだとか府民負担増がやっているわけですね。だから、これぐらいいうて、個々に見ればそうかもしれないけれども、全体で見たらかなりの影響になる。これは、もう府民にとって、庶民にとっては本当にたまったものじゃないと考えます。

第二号議案については、コロナ禍に物価高騰が襲う今、府民負担増は極力避けるべき、せめて延期をということすら一顧だにしない対応で承服できません。反対の態度を取りたいと思います。この質疑で意は表せたと考えますので、討論は求めません。

以上です。

○多田議長 朝田充議員の質問が終わりました。

○多田議長 続きまして、一問一答方式により、弘豊議員を指名いたします。

○多田議長 弘議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

水道水、飲料水における有機フッ素化合物PFASの水質管理についてお聞きします。

これまで、昨年、それから一昨年前にも、このPFASの問題について、この企業団でも聞かせていただいておりますけれども、近年、米軍基地における泡消火剤などに含まれていたPFASによる周辺地域への環境汚染、これが深刻な社会問題となって大きく報じられるようになりましたが、大阪では、遡ると二〇〇

七年、この年にダイキン工業発出のPFOAの問題が大阪府議会を取り上げられています。

京都大学の研究チームの調査で、茨木市にある下水処理場、中央水みらいセンターのある安威川下流で高濃度のPFOAが検出されたことが発端となっていました。当時は、環境への影響や人体への健康被害などの具体的な報告はありませんが、国内では規制の対象になつていなかったものの、府の環境保全課長から、米国では既に管理計画、削減対策が進められていること、またダイキン工業からの聞き取りなども行われていることや、水道事業においても自主的な調査を実施していることなどが述べられていました。

日本国内で、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法に基づいてPFOAの使用などが禁止されたのは二〇二一年からで、水道水における暫定目標値五十ナノグラム・パー・リットルが設けられたのもこの時期と認識しています。

そこで、二〇〇七年からこれまでのPFOS及びPFOAの調査、企業団の水道用水供給事業における各浄水場の数値などについて、どのように管理されてきたのか、企業団に引き継がれる前の府の水道部時代のものも分かる範囲でお聞かせいただければと思います。

一回目、以上です。

○多田議長 これより答弁を求めます。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 企業団の前身である大阪府水道部では、PFOS（パーフルオロオクタンサルホン酸）とPFOA（パーフルオロオクタン酸）について、二〇〇七年度（平成十九年度）には分析方法を検討し、水源での検出状況や浄水処理による除去性なども調査してまいりました。

PFOSとPFOAが要検討項目に位置づけられま

した二〇〇九年度（平成二十一年度）から、暫定目標値等は設定されていませんが、三淨水場において年二回の検査を実施し、企業団においても継続して検査を実施してまいりました。

二〇二〇年度（令和二年度）にPFOS及びPFOAが水質管理目標設定項目に位置づけられて以降は、検査回数を年四回に拡充し、濃度の推移を監視しております。

調査結果や検査結果につきましては、毎年度作成している水質試験成績、いわゆる水質年報に取りまとめるなどして管理しております。

○多田議長 弘議員。

（弘豊議員登壇）

○弘議員 水質検査と、それから管理の状況について、今、お答えをいただきました。

次に、実際、その検査で表れたPFASの濃度について、どのような結果であったのか、お聞きしたいと思います。

二〇〇七年の府議会で出された答弁の中には、庭窪で百五十ナノグラム・パー・リットル、これが最高値で出たというふうなことも言われています。

二〇〇九年度以降、定期的に検査してきたその間、要検討項目であった時期と、それから二〇二〇年度からは水質管理目標設定項目に位置づけられて以降の検査結果、それと併せて、その傾向についてもお聞きしておきたいと思います。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 PFOSとPFOAが要検討項目に位置づけられていた二〇〇九年度（平成二十一年度）から二〇一九年度（令和元年度）までの検査結果は、いずれも合算で一リットル当たり、村野淨水場で一から四十六ナノグラム、庭窪淨水場でゼロ

から四十八ナノグラム、三島淨水場でゼロから九十五ナノグラムでした。

水質管理目標設定項目に位置づけられた二〇二〇年度（令和二年度）以降のPFOS及びPFOAの検査結果は、一リットル当たり五から七十七ナノグラム、平均で十ナノグラムと、暫定目標値である五十ナノグラムの五分の一程度でありまして、使用用途の広いPFOAはPFOSに比べ高い濃度で検出される傾向が見られました。

PFOS及びPFOAは、定期的な検査を開始した二〇〇九年度（平成二十一年度）当初、比較的高い濃度で検出されておりましたが、近年は低い濃度で推移しております。これは、国内外の様々な規制や企業の自主的な取組の影響によるものと考えております。

○多田議長 弘議員。

（弘豊議員登壇）

○弘議員 ありがとうございます。

私も、質問の準備の際、この年報を見させてもらいましたが、やはりこの調査を開始した初年度が一番高い高濃度で出ています。それから、今言われた企業の取組というふうなことでも、ダイキン工業さんなどは、二〇一〇年から二〇一五年にかけて、この使用も、それから製造も全廃していくんだというふうな、そういうふうなことがやられています。

それで、ちょうどそれと重なる二〇一五年度の調査が一番低い数値というのが出ております。一ナノグラム以下というふうな、そういうふうなことでした。ただ、その後もずっと続けて調査する中では、平均して十ナノグラム程度が、この間ずっと検出されているというふうなことであります。

ただ、先ほど答弁の中にもありました二〇〇〇年度までは、PFOSとPFOAと、それぞれの数値が示

されていましたが、二〇二一年度、これ水質管理目標が設定されてからは合算で明記されるようになって、それぞれがどうなのかというふうなことがなかなか分かりにくくなっている、そのところは残念だなというふうに感じているところでもあります。国の水質管理目標の設定で、そのようになっているとは理解しますけれども、どうなのかなというふうに感じています。

それで、昨年の十一月、PFOAとPFOS、この二種類について、WHOのがん研究機関（IARC）が発がん性の評価の引上げを公表しました。それによると、このPFOAはグループ一（ヒトに対して発がん性がある）というふうな明記、それからPFOSはグループ二B（ヒトに対して発がん性がある可能性がある）というグループに分類されています。

とりわけ、大阪ではPFOAを多く検出されているということから、このIARCの公表を重く受け止める必要があると思いますけれども、認識について伺いしておきます。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 WHO（世界保健機関）傘下のIARC（国際がん研究機関）が、有機フッ素化合物のうち、PFOS及びPFOAについて発がん性を評価し、その結果を二〇二三年（令和五年）十一月三十日に公表しました。

IARCでは、人に対する発がん性に関する様々な物質・要因を評価し、その根拠の強さに基づき、グループ一、二A、二B、三の四つに分類しております。その中で、PFOAはグループ一に、PFOSはグループ二Bに分類されています。

PFOS、PFOAが、実際の生活環境下において、人に対して健康への悪影響を及ぼすかどうかについては、国内では、内閣府食品安全委員会などのリスク評

価機関が、発がん性以外の消化吸収代謝への影響や生殖毒性など様々な有害影響にも着目したリスク評価を行うことで明らかになるものと認識しております。

○多田議長 弘議員。

（弘豊議員登壇）

○弘議員 国際的な知見、また研究などは、この数年間で随分と進んでいるというふうにあります。

報道によると、昨年、アメリカの米国環境保護局においては、このPFASの規制を四ナノグラム・パー・リットルというふうなことで、随分厳しい、そういう数値で発表したというふうにも聞いています。

また一方、国内の動きでは、この二月、つい先日です、二月七日、内閣府食品安全委員会がPFASの食品健康影響評価書（案）を作成して、現在、三月七日まで、その案に対するパブリックコメントが取り組まれているということです。

ただ、これも、報道によりましたら、摂取許容量が欧米と比べて随分と緩過ぎるなどという批判の声も出ていると聞いています。

こうした動きもある中で、水道企業団として、水道水の暫定目標値について、これはどういうふうに動いていくのか、またどんな議論がされているのか、現在、分る範囲で構いませんので、お願いいたします。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 令和五年六月十六日に開催されました厚生労働省の水質基準逐次改正検討会と環境省のPFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議との合同会議では、PFOS、PFOAの取扱いについて、毒性評価情報の収集、検出状況の把握を進めると同時に、WHOなどの動向及び食品安全委員会における検討も踏まえて引き続き検討することとされております。

企業団では、今後の検討の動向を注視するなど、引き続き情報収集に努めてまいります。

○多田議長 弘議員。

（弘豊議員登壇）

○弘議員 最後、要望にしておきたいと思いますが、今、御答弁もありましたように、国内外、いろいろこの間、動きが出てきております。

水質管理目標において、このPFASの、今、一リットル当たり五十ナノグラムという、これは暫定目標というふうなことです。今後はやはり厳しい数値目標というふうなことが、規制値が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。アメリカのように四ナノグラムとかいうふうなことになったら、今、大阪の水はもうほぼほぼ駄目になってしまうわけですから、そういう点では、やっぱり厳しく注視もし、監視もしていく必要があるというふうに思います。

また、ちよつと紹介をしておきたいんですけども、大阪PFAS汚染問題と健康を考える会というのが、これも去年、結成されていて、最初に紹介しました京都大学の研究チームや、あと大阪の医療機関の団体なども協力する中で、独自に一千名の血液検査を行って、健康影響どうなのか、国内では十分な研究というか、調査がされていないというふうなことが問題だというふうに私も考えています。

私の所属している摂津市では、市議会で全会一致で、環境省に対して、やはりきちんとした調査を行うこと、健康影響評価、また土壌や農作物や、そういうふうなものに対する影響などもきちんと調査するべきだというふうなことも申し上げてきたり、また先日、摂津の市長も環境大臣に会って、いろいろと要望もしてきたというふうにも聞いています。

本当に、もうこの問題については、大阪全体として

も我が事として取り組んでいただきたいなというふうにも思っておりますし、企業団としても国の動向を注視しつつ、また独自のPFOAへの対策も取り組んでいただきたいというふうなこと、このことを申し上げて、私のほうからは終わっておきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○多田議長 弘豊議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○多田議長 この際、議事の都合により休憩をいたします。

なお、再開の時刻は後ほど御連絡をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

（午後二時二十五分休憩）

（午後二時三十五分再開）

○多田議長 それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

○多田議長 日程第六の議案六件に対する討論は、通告がありませので、討論なしと認めます。

○多田議長 これより、日程第六の議案六件につきまして、採決に入ります。

議事の都合により、分離して採決を行います。

まず、第二号議案、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件を起立により採決をいたします。

○多田議長 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○多田議長 起立多数でございます。よって、第二号議

案は、原案のとおり可決されました。

○多田議長 続きまして、そのほか残りの議案につきまして、第一号議案及び第三号議案から第六号議案、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件外四件を一括して採決を行います。

○多田議長 お諮りいたします。

以上の議案五件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○多田議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案五件は、原案のとおり可決されました。

○多田議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和六年二月定例会を閉会いたします。慎重審議、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議長 多田 隆一

副議長 西野 滋胤

議員 藤田 貴支

議員 奥山 渉

午後二時三十六分 閉会